

日本の第一人者に聞く
インターネット上の違法・有害情報対策セミナー 過去～未来
～児童ポルノ対策を中心に～
この二日間であなたもエキスパート！

開催報告書

日時：2013年1月31日（木）～2月1日（金）

場所：沖縄県市町村自治会館

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 TEL.098-862-8181

<http://www.okinawa-jichikaikan.com/access.html>

主催：社団法人日本インターネットプロバイダー協会

IGF-Japan

ブロッキングに関する情報共有プロジェクト

<プロジェクト参加組織>

安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人テレコムサービス協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会

共催：NTT コミュニケーションズ株式会社

後援：特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構

国立大学法人琉球大学

沖縄県情報産業振興公社

参加費：無料

参加者：1月31日（木） 54名、2月1日（金） 45名

プログラム：

■1月31日（木）

12:30～ 受付開始

13:00～13:20 開催にあたって

「日本の違法有害情報対策の現状と国際関係」

社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA） 副会長 立石聡明氏

13:20～14:30 「児童ポルノ犯罪とは、事例とその説明」

奥村&田中法律事務所 弁護士 奥村徹氏

14:35～16:05 「ブロッキングに至った今までの経緯」

・携帯電話のフィルタリング導入の経緯

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 審議役 岡村信悟氏

・第三者機関の設立と認定制度

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA） 吉岡良平氏

16:15～17:25 「通信の秘密の侵害と違法性阻却」

英知法律事務所 弁護士 森亮二氏

- 17:30～17:50 「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の紹介
 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏
- 18:30～20:30 意見交換会 PART I (ぶっちゃけ Talk! 「ここだけの話」??)
 ここでしか聞けない、教えてもらえない話！を会場を移して行います。

■2月1日(金)

- 9:30～ 受付開始
- 10:00～11:10 「国内外における行政等の対応」
 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏
- 11:10～12:00 「インターネットコンテンツセーフティ協会の運用について」
 インターネットコンテンツセーフティ協会 事務局長 吉田奨氏
- 12:00～13:00 . . . 昼食 . . .
- 13:00～13:50 「技術的課題と運用」
 NTT コミュニケーションズ株式会社 北村和広氏
- 13:50～15:20 「DNSSEC とブロッキングサーバーの共同利用について」
 株式会社インターネットイニシアティブ 山本功司氏
- 15:20～16:20 「表現の自由から見たブロッキング」
 京都大学 准教授 曾我部真裕氏
- 16:20～16:30 . . . 休憩 . . .
- 16:30～17:50 「Public Forum」二日間のセッションのまとめ。
- 17:50～18:00 . . . クロージング . . .
- 18:30～20:30 意見交換会 PART II

概要：

「児童ポルノサイトのブロッキングに関する ISP 意向調査等業務」を請け負ったこともあり、児童ポルノサイトのブロッキングについて現状とこれからとして事業者向けの周知活動をするようになりました。JAIPA では児童ポルノサイトのブロッキングについて数年前から「ISP の集い」やセミナーを行う際に必ず取り上げてきました。請負事業としては、2011 年度は、ISP 事業者向けにアンケートを行い、2012 年度がこのインターネット上の違法・有害情報対策セミナーと対面式ヒアリングで事業者への周知活動、意向調査を展開しています。



す。

開催のご案内でも書かせていただきましたが、携帯電話のフィルタリングを始め、この5年ほどでたくさんの違法有害情報対策が日本で実施されてきました。最近ではスマートフォンの急速な普及を受けて、その対応策も検討され実施に移されつつあります。その中でも「児童ポルノサイトブロッキング」については、2年近くが経過しようとしています。このブロッキング導入の是非について、そのポリシーや精神面、法律面、技術面等、様々な分野で何度も議論されてきました。しかし、実際の所ブロッキングするのはどうしてなのか。児童ポルノは違法だと聞くが言葉だけで、実際にどういふものなのか。また、どういった議論を経てブロッキングが実施されたのか。そういう疑問への情報もあまり無いままに、ブロッキングの導入促進だけが大きく事業者に伝えられております。

「フィルタリングとブロッキングって何が違うの？」

「何故、ISPが官民一体となった対策に応じることになったのか？」

「ブロッキングが可能なサイトとは何か？」

「中小ISPにおけるコスト負担はどのように考えれば良いのか？」

「国や行政の考えは？」

「ブロッキング以外の手段はないのか？」

「ブロッキングによる弊害はないのか？表現の自由との関係は大丈夫なのか？」

「実際にブロッキングは有効なのか？」

このような疑問・疑念が各方面から聞こえて来ます。また、児童ポルノ以外の有害情報やプライバシーはどうなのか。特にスマートフォンへの対応などについては、プライバシーデータの漏洩事件が多発し、大きな問題になる状況が増加しつつあります。

そこで、今回のセミナーでは、主に児童ポルノ犯罪の事例やそれらの具体的な解説をはじめ、児童ポルノサイトブロッキングをすることになった経緯を整理して、実際の政策、法的解釈、技術的対応を説明する場としました。なんかどこかで話し合われているけど、実際に実行に移す事業者に一般的な話としては知っているが、それ以上の情報は特になかった、伝わっていないところが多いというのが2011年度のアンケートやヒアリング調査でわかったところで、事業者がどこの位置にいるのか、意見、想いが反映されているのか、セミナーをすることで、参加者とのディスカッションも交えながら意見交換を目的に開催しました。加えて、こういったことを進めていくのは、それぞれの立場で会議を行って決まっていくわけですが、今回のセミナーの特徴は、この5年あまりに起こった一連の違法情報対策に関して、その実務に携わり、あるいは各種団体の設立に関わった方、その人にご参集頂き、普段聞くことの出来ない「裏話」等を語って頂く集いにしたことです。そしてそれぞれの立ち位置を取り払い、講師諸氏と参加者の方々に分かれて、意見交換、情報交換をする場を設けたことです。「なるほど、こういうことだったのか」ということを参加している講師はじめ参加者の方々に感じていただけるように企画したセミナーです。

前置きがだいぶ長くなりました。2007年12月10日、当時の総務大臣によって携帯キャリアに対し青少年の利用については、意思確認を行った上で原則フィルタリングを適用するよう要請が行われました。この事は当時大きくニュースとして取り扱われました。この一件がその





後の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下ネット規制法)の制定へとつながり、その後一連の団体(安心ネットづくり促進協議会やEMA、ICSA など)が発足する契機となりました。そして実際にブロッキングをすることになったわけですが、そこに行くまでを時系列で追っていきました。

まずは、「日本の違法有害情報対策の現状と国際関係」としてJAIPA 立石副会長に日本がいまどんな状況になっているか海外との比較も含めてお話しいただきました。次にフィルタリング、ブロッキングの具体的なものに入る前に、そもそも児童ポルノ犯罪は違法と言うことはわかっているが具体的にどういう犯罪で、どういうものが児童ポルノとされるのか、実際の所、わからない部分が多くあります。そこで、奥村弁護士による「児童ポルノ犯罪とは、事例とその説明」として、お話しいただきました。この部分はなかなか外で聞くことが出来ない貴重な講演でした。「そうだったんだ」の部分が奥村先生のご講演でよくわかってきたかと思います。次にブロッキングに至った経緯として、携帯電話のフィルタリング導入、第三者機関(EMA)設立と認定制度をそれぞれ、一般社団法人日



本ケーブルテレビ連盟 審議役 岡村信悟氏、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA) 吉岡良平氏の両名にお話しいただきました。岡村氏は現在日本ケーブルテレビ連盟ですが、この当時は総務省 消費者行政課の課長補佐で、青少年の違法有害関係を含め様々な問題に取り組んで、携帯電話のフィルタリング導入に携わり中心にいた人物です。このお二人には、当時担当だったその時の状況をどんなに時間を使い、戦って



きたのかを昔を振り返りお話しいただきました。「え！そんなことをあの人は言っていたんですか！」と言うようなまさにここでしか聞けないものでした。

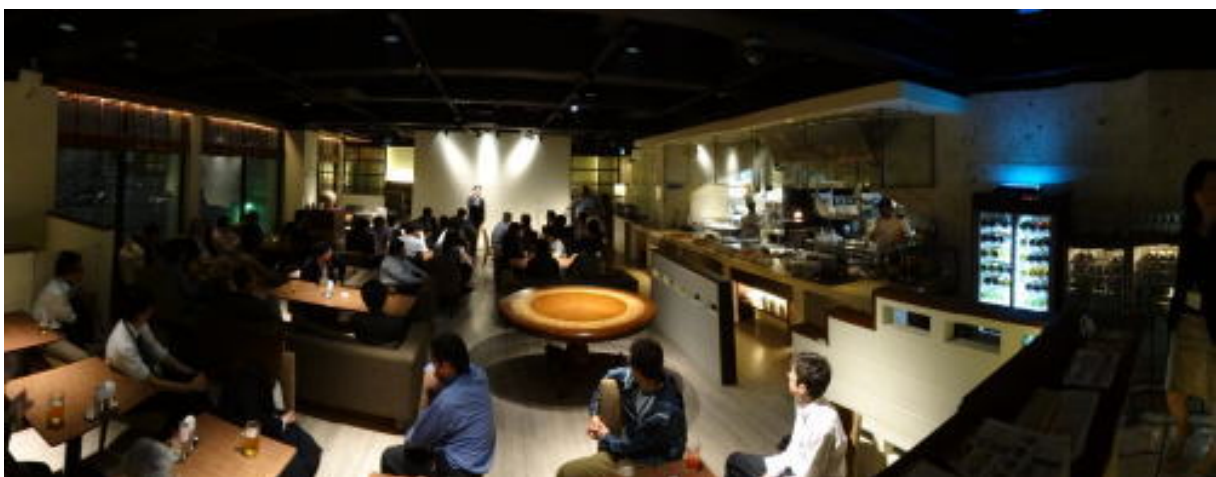
次に何かをするときには必ず法的な問題は絡んできます。英知法律事務所 弁護士 森亮二には、「通信の秘密の侵害と違法性阻却」として、長年にわたって携わってきた、もう何も見なくて



も語れるのではないかと思うほどの絶妙な口調で、事業者の疑問点について、その考え方、解決方法を教えてください。1日目最後は冒頭でも触れましたが、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」についてです。総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏にご紹介いただきました。技術的、法律的な考え方、導入時に必要なもの金額について、インターネットコンテンツ

セーフティ協会 (ICSA) のデータを元に DNS ブロッキングするためには、どうするのか。昨年度の取りまとめをご説明いただきました。

1日目の最後は、場所を移しての「ここでしか話せない・・・日本の違法有害情報対策」として、パーティ会場を貸し切り、プロジェクタで資料を写し、二日間のセミナー講師が前に出て、携帯電話と子どもに関する動向から、現状に至るまで、先程の講演では言えなかった、会議の状況、打ち合わせの状況、密かに話した部分について、をお話しいただき、会場からの質問を受け、活発なディスカッションを行いました。前にでてぶっちゃけ！をしてくださったのは、立石氏、岡村氏、吉岡氏、森氏、吉田氏、曾我部氏。



二日目（2月1日）は、前日のぶっちゃけトークを頭に入れて、長い1日の始まりです。総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏から、「国内外における行政等の対応」として、行政側からの報告をしていただきました。そして設立するときも様々なところを調整し出来上がったのが、「インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）」。

ICSAは児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの作成・管理を行うなど、インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援する協会です。つまりブロッキング対象のリストを作って会員（ISP）に提供をしています。今回は事務局長の吉田奨氏に参加いただき、話せないことは前日の夜伺いましたが、警察庁やホットラインセンターが何を求め、事業者にさせたいと思っている



のか、協会として何をしているのか常時発生する問題点を含めてお話いただきました。そしてそのICSAのリストを利用したブロッキングの「技術的課題と運用」についてNTTコミュニケーションズ株式会社 北村和広氏にご講演いただきました。調査研究で、DNSブロッキングについて実証実験を行い、その他のブロッキング方法も視野に入れながら、行った結果をご報告いただきました。現在DNSブロッキングのみ行っていますが、他の技術的な方法も検討段階に入っています。そうすると関連してくるのが、DNSSECです。「DNSSECとブロッキングサーバーの共同利用について」として株式会社インターネットイニシアティブ 山本功司氏にご講演いただきました。こちらをすると、こちらがという、問題点をあげていただきました。講演の最後は、京都大学



准教授 曾我部真裕氏に「表現の自由から見たブロッキング」としてご講演いただきました。二日間のセミナーを経て、最後は、参加者全員が参加するPublic Forum」です。それぞれの講師に一人ずつ入って頂き、グループに分かれて、質疑応答を含めディスカッションを行いました。専門分野の方々に直接話を聞けてとてもよい交流の場となりました。クロージングでは、参加した学生達

がそれぞれのグループのディスカッションの様子、感想をまとめてくれて終了です。

今回の方法でのセミナーは初めてだったのですが、参加したから聞けたというメリットがあり、参加者も聞くだけでは無く先生方と直接意見交換が出来たのがとても良かったと思います。次回また機会を作って開催できるようにしたいと思っております。



会場の様子



グループディスカッション

